



2023年12月1日

各 位

会社名 株式会社ジーエヌアイグループ  
代表者名 取締役代表執行役社長兼CEO イン・ルオ  
(コード番号: 2160 東証グロース)  
問合せ先 執行役 CFO 北川 智哉  
(TEL. 03-6214-3600)

## 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2023年12月1日開催の当社取締役会の決定、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、執行役及び従業員に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

### I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役、執行役及び従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の1.33%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績に関連する目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

### II. 新株予約権の発行要項

#### 1. 新株予約権の数

6,300個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式630,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は発行価額70円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関

である株式会社赤坂国際会計が当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の価値を算出したものである。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、下記(2)において新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を調整すべき場合には、以下の通り、新株予約権の目的たる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記の新株予約権の目的たる株式の数の調整は、調整の原因となるいずれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2023 年 11 月 30 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である金 3,380 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場

合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間は、下記(6)の行使条件(i)ないし(iii)が満たされたことが確認された時点から10年(但し、10年目が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得は、当社取締役会の決議による承認を要する。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、以下(i)(ii)(iii)の条件が全て満たされた場合に、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。
  - (i) 2024年1月から2025年12月までの期間に、当社株主の機関投資家(当社株主名簿管理人である信託銀行発行の統計表における金融機関と金融商品取引業者)による保有比率が一度でも15%以上になった場合(総株主通知で判断する)。
  - (ii) 2023年12月期における確定した監査済の当社連結損益計算書における営業利益が7,280百万円相当額以上となった場合。なお、会計基準の改正等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途取締役会が定めた指標を上記各指標に代えて適用するものとする。
  - (iii) 当社株価が3,500円以上である。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人がこれを行行使することができる。
- ③ 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
- ④ 上記①に記載した条件の確定前に、(i)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、いずれの場合でも、存続会社又は当社の完全親会社から本新株予約権と同様の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全て若しくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、上記にかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当てを受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行行使することができる。
- ⑤ その他の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- ⑥ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要しないものとする。

4. 新株予約権の割当日

2023年12月15日

5. 申込期日

2023年12月13日

6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2023年12月15日

7. 新株予約権と引換えにする金銭の払込取扱場所

新株予約権と引換えにする金銭の払込取扱銀行及び払込取扱場所は次のとおりとする。

(払込取扱銀行) 株式会社三井住友銀行渋谷駅前支店

(払込取扱場所) 東京都渋谷区道玄坂1-7-4

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の取締役	2名	2,900個
当社の執行役	1名	2,500個
当社の従業員	5名	900個
合計	8名	6,300個

10. 新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書に行使する新株予約権の内容及び個数、行使日、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名捺印したうえ、必要に応じて別に定める新株予約権行使に要する書類並びに金融商品取引法及びその他の関連法規(日本証券業協会及び本邦証券取引所の定める規則等を含む。)に基づきその時々において要求されるその他の書類を添えて当社本店に提出し、かつ、当該行使に際して払込をすべき金額全額に該当する金銭を当社の定める払込取扱場所において払込取扱銀行に払い込むことにより行われるものとし、新株予約権の行使の効力は、当該必要書類が当社に到達し、かつ、当該払込が完了した時に生じるものとする。なお、当初の払込取扱銀行及び払込取扱場所は次のとおりとする。

(払込取扱銀行) 株式会社三井住友銀行渋谷駅前支店

(払込取扱場所) 東京都渋谷区道玄坂1-7-4

以上